

校則(生徒手帳より抜粋)

1 服装並びに頭髪等について

第1条 頭髪は、パーマ・脱色・染色・そり込み等これに類する加工及び整髪料の使用は禁止する。

前髪は目にかからないこと。髪のがさが両肩先を結ぶ線より長い場合はゴムひもでまとめること。

第2条 服装は次の通りとする。

1 冬制服

(1) 上衣・ズボンともに黒色の標準型学生服とし、上衣のボタンは本校規定のものをつける。

変形したものは認めない。

(2) セーラー服は本校規定のものとし、変形したものは認めない。

(3) ズボン(スラックス)の上衣に本校規定の白色シャツとカーディガンを着用する。

2 夏制服

(1) 上衣は本校規定の半袖(長袖)白色カッターシャツとし、左胸ポケットより上の位置に指定のマークを入れる。ズボンは冬制服と同じ標準型とする。シャツの裾はズボンの中に入れる。

(2) セーラー服は本校規定のものとし、左胸ポケットより上の位置に指定のマークを入れる。

変形したものは認めない。

3 カーディガンは、学校指定のカーディガンとする。

夏の制服着用時においても、寒暖の差やエアコン対策として、登下校中・エアコンの効いた教室等において着用を認める。校内で着用するときは名札を付ける。

4 靴下は、黒・紺・白色とし(ワンポイント可)、くるぶしが隠れるものとする。

厳寒時には、肌色のストッキングと黒のタイツの使用を認める。(黒のタイツは80デニール以上のものとし、タイツを着用する場合には、靴下を履く必要はない。)

5 防寒具として、コート、ジャンパー、マフラー・スヌード・ネックウォーマーの使用を認める。

原則として、登下校時とし、教室で脱着を行う。

6 学年章・校章・名札

(1) 学年章・校章 冬制服には、右襟に学年章、左襟に校章をつけること。

(2) 名札 在校時には、指定の名札を左胸につける。

7 その他

(1) 夏制服にはインナーを着用する。

(2) 体育服を出校中普段着として着用することは認めない。

第3条 通学バッグ等

通学バッグは、学校指定の黒リュック及びサブバッグとする。体育部の大会時等は顧問の指示に従うこと。

第4条 異装許可申請

特別な事情により規定外の服装(鞆類を含む)をする場合には異装許可を得ること。

2 携帯電話の使用について

1 校内

(1) 必要な者のみ持ち込みを許可する。

(2) 学校生活、および諸活動全般では、電源を切り、使用は禁止する。

(マナーモード不可、土・日・長期休業中も同様)

(3) 授業中に携帯電話を使用する際は、担当教員の指導のもと電源の入切を行う。

(4) 携帯電話を時計・計算機として使用しない。(授業中・考査中等)

(5) 携帯電話は個人情報等が記録されているので、各自責任を持って保管し、貴重品として自己管理する。(貴重品袋等の活用)

(6)盗難・紛失に備えてダイヤルロックをする。

(7)校内などでの充電は禁止する。

2 校外

(1)歩行中の使用はしない。

(2)自転車運転中の使用はしない。

(3)電車、バス等の公共交通機関内ではマナーを守る。

3 自転車使用について

第1条 交通法規に違反した者及び事故を起こした者は直ちに学級担任及び生徒指導課に届け出なければならない。

第2条 道路交通法を遵守すること。(自転車の二人乗り、傘さし運転、無灯火運転等。)

信号や一時停止を遵守し、安全確認を行うこと。

第3条 自転車を通学に使用する者は、学級担任を通して係教師に願い出て、学校の許可を得なければならない。ただし、自転車保険に加入することを条件とする。

第4条 通学に使用する自転車は管理上、学校の定めるステッカーを付し、定められた場所に施錠をして置かなければならない。

第5条 危険防止のため校内で自転車の乗用をしてはならない。

4 運転免許取得並びに車の所有または運転について

1 バイクの運転免許については、原則として取得することを認めない。従ってこれを所有することも運転することも認めない。ただし、保護者等より家業及び家庭の事情などのため、必要やむをえず運転免許の取得を願い出たもので、学校が審議し、校長が面談のうえ認められたものは除く。

2 普通自動車については、運転免許を取得することは禁止する。ただし、第3学年第3学期の2月以降に学級担任を通じて、校長の許可を得た場合は、自動車学校の入学受講及び免許取得の受験を認めることがある。

また、運転免許証を取得しても卒業まで車を運転することを認めない。もし、車を運転する必要がある場合は、保護者等より校長に願い出て、許可を得なければならない。

3 1・2項の規定により運転免許証もしくは車を取得した場合は、直ちに報告しなければならない。

5 校外生活について

1 下記の場合は、あらかじめ学級担任及び係教師の承認を得て実施すること。

(1) 学校外の団体加入、行事・集会参加

(2) 特に定められた場合の外、下校中の映画等興業物の見学

2 校外活動許可願

校外活動を行う場合は、あらかじめ保護者の同意を得、学級担任を通じて「校外活動許可願」を提出し、校長の許可を得るものとする。

また、校外活動において「学割」を必要とする者は該当欄に記入すること。

3 アルバイト許可願

アルバイトは原則として認めない。ただし、家庭の事情などのためやむをえず必要な場合は、あらかじめ保護者の同意を得、学級担任を通じて「アルバイト許可願」を提出し、校長の許可を得たもののみとする。